





国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390 TEL 0288-54-1191 (代) FAX0288-53-1268

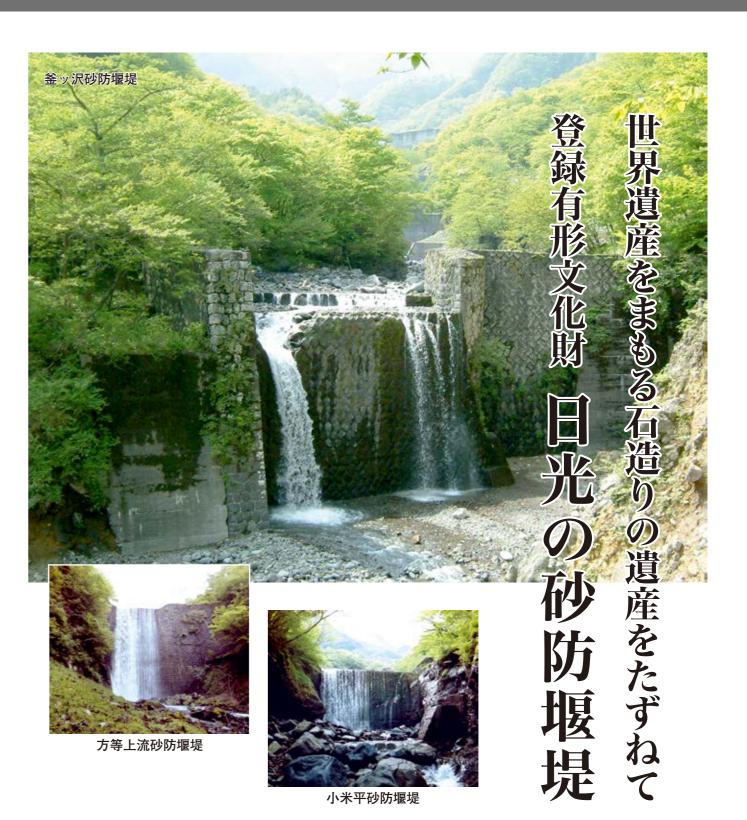




栃木県日光市花石町1929-1 TEL 0288-54-0923 FAX 0288-53-3170



藤原出張所 〒321-2521 栃木県日光市藤原330-2 TEL 0288-77-0409 FAX 0288-76-8668





日光の砂防堰堤が 国の文化財として登録されました



文化審議会が文部科学大臣に行った答申で、建造物(建築物、土木構造物及びその他の工作物)が国の登録有形文化財として登録されることになりました。日光砂防事務所管内の治山治水関連の建造物は、日光市の「釜ッ沢砂防堰堤」など11件。「釜ッ沢砂防堰堤」は、日光東照宮の北を流れる稲荷川に築かれた砂防堰堤で、昭和8年に竣工し、堤長64m、堤高20mの重力式練積堰堤です。水通部の全面に導流堤と床固がそびえる特異構造形式を有しており、今後同様の物を建造するのは困難であるため、歴史的な建造物としての評価を受け、国の文化財として登録されることになりました。

稲荷川は暴れ川として知られ、たびたび土砂災害が発生していたために、大正7年度から内務省(現・国土交通省)で幾つもの砂防堰堤が築かれてきました。平成14年8月21日の登録では、「釜ッ沢砂防堰堤」とともに、稲荷川に築かれた「釜ッ沢下流砂防堰堤」や「稲荷川第2、第3、第4、第6、第10砂防堰堤」も文化財建造物として登録されました。また、平成15年1月31日には、「丹勢山砂防堰堤」、「小米平砂防堰堤」、「方等上流砂防堰堤」、「大久保砂防堰堤」が登録されました。



登録された建造物

登録有形文化財の制度は、保護すべき文化財のすそ野拡大と近代の文化遺産 の保護を促進するため、平成8年に重要文化財指定制度を補完するものとして 導入された制度です。強い規制と手厚い支援により保護する指定制度とは異な り、この登録制度は、概ね建築後50年を経過した歴史的建造物を対象に、一 定の評価を得たものを文化財として位置づけ、その保存・管理は所有者の自主 性にゆだねるという緩やかな保護制度です。

- 登録基準として
 - ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの
 - ② 造形の規範となっているもの
 - ③ 再現することが容易でないもの

のいずれかに該当するものとし、登録された建造物はより身近な存在として、 地域の文化拠点や景観形成の核とするなど、地域づくりでの積極的な活用が期 待されています。



釜ッ沢下流砂防堰堤

	名	称	所在地	建築年代	登録 基準
5月21日 文化審議会 登録申請箇所	登録 平成14年8月21日	稲荷川第2砂防堰堤	栃木県・日光市	大正9年 1920	2
		稲荷川第3砂防堰堤		大正10年 1921	1
		稲荷川第4砂防堰堤		大正10年 1921	1
		稲荷川第6砂防堰堤		大正11年 1922	1
		稲荷川第10砂防堰堤		大正12年/昭和期増築 1923	1)
		釜ッ沢下流砂防堰堤		昭和7年 1932	1)
		釜ッ沢砂防堰堤		昭和8年 1933	3
10月18日 文化審議会 登録申請箇所	登録 平成15年1月31日	小米平砂防堰堤	栃木県・日光市	昭和6年 1931	1
		方等上流砂防堰堤		昭和27年 1952	1
		丹勢山砂防堰堤		昭和3年 1928	1
		大久保砂防堰堤		昭和4年 1929	1



登録有形文化財 新聞記事





最鮮有形文化財とするよう答申された砂防 環境の一つ、第ツ沢砂防環境(日光市)

歴史ある砂防堰堤

機石し

石切作業をする石工

機械の無い時代は、築石を一つ一つ 石工が切り出し、馬や人の力で運搬 していました。



間知石(けんちいし)

決まった寸法に割って整形 した築石用の石材は「間知石」 と呼ばれ、四角錐状の形を しています。



昭和初期の 釜ッ沢下流砂防堰堤

現在の釜ッ沢下流砂防堰堤

砂防事業の進歩とともに石の整形 技術が向上しました。









築石(間知石)

粗石コンクリート

かいいし

石積みは、築石と築石の間にモルタルを塗り、築石の面の向きを「かいいし」で微調整しながら組み合わせてゆき、一段組みあがるごとに内部に粗石コンクリートを敷き詰めていきます。

1日に1段(約30cm)しか積むことが出来なかったようです。

石積み作業

堰堤の水通しや天端には、稲荷川で有名な「黒鳥」という石を使っています。この石は非常に硬く、摩擦に強い特徴を持っています。

